

利用者識別番号 2017911207106011
 整理番号 00506618
 業種番号 3003

簡易課税用

7000000007

1000000001

殿

仙台北税務署長

令和 8年12月31日 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について
 令和 8年 1月 1日

貴法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限及び納期限は、その延長が認められる場合を除き、課税期間終了の日の翌日から2か月以内となっていますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。
 なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合(消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者を除きます。)には、確定申告書を提出する必要はありません。

- (注) 1. 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間(原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間をいいます。)の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます(国外事業者を除く)。
2. 基準期間の課税売上高が5,000万円を超える法人は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合でも、簡易課税制度を適用して確定申告をすることはできません。この場合には、一般用の申告書を使用して確定申告を行うこととなりますので、ご注意ください。
3. その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人は、その課税期間は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。
4. 簡易課税を選択している場合には、一般課税により仕入控除税額を計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできませんのでご注意ください。

- ・ 中間申告分の消費税額は、502,600円となっています。
 - ・ 中間申告分の地方消費税額は、1,111,111,111,111円となっています。
- (注) 1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は表示されません。最終の中間申告分までの消費税額を合計して申告書「10」欄に、地方消費税額を合計して申告書「21」欄に入力してください。

○ 消費税及び地方消費税の届出に関する事項【一般課税用】

・ 「消費税簡易課税制度選択届出書」の最新提出状況	提出年月日	—
・ 「消費税課税事業者選択届出書」の最新提出状況	提出年月日	—
・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の最新提出状況	提出年月日	—
・ 基準期間の課税売上高	基準期間	自平成28年 7月30日 至平成28年 8月30日
	課税売上高(年換算後)	

※基準期間が一般課税の場合、「課税売上高(年換算後)」欄に表示される金額は、貴法人の基準期間の消費税及び地方消費税の確定申告書の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額になります。消費税法上の「基準期間の課税売上高」は、「課税資産の譲渡等の対価の額」から「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額」を除いた金額となりますので、ご注意ください。

※「課税売上高(年換算後)」欄には金額ではなく文言(例:適格請求書発行事業者)が表示される場合があります。

※基準期間の課税売上高によって、「一般課税」と「簡易課税」の適用区分が変わります。

※この情報は、令和 7年 7月 3日時点のものです。必ず貴法人の申告書及び届出書等からご確認ください。

○ 納付に関する事項

・ ダイレクト納付利用可能金融機関	みずほ銀行東京営業部
	普通預金 1234567890***

消費税及び地方消費税は、消費者からの預り金的な性格を有する税です。必ず期限内に申告・納付をしてください。申告・納付が遅れますと、本税以外に加算税や延滞税を納付していただくこととなります。
 なお、消費税の確定申告の期限の延長特例を受けている法人については、その延長期限までに申告・納付していただくこととなります。延長期間中は原則として利子税がかかります(国、地方公共団体等の申告期限の特例によりその期限が延長される場合を除きます。)。納付の期限を経過して、納付の相談もなく滞納となったままにしておく、財産差押え等の滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに当署にご相談ください。

- ◎ 消費税等の税率は、令和元年(2019年)10月1日から税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施され、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。
 ※軽減税率制度についての詳しい情報は[こちら](#)をご覧ください。
- ◎ 令和元年(2019年)10月1日以後終了する課税期間から、一般用の申告書には、付表1-3及び2-3を、簡易課税用の申告書には、付表4-3及び5-3を、それぞれ申告書と併せて提出してください。
 なお、旧税率が適用された取引がある場合、一般用の申告書には、付表1-1、1-2、2-1及び2-2を、簡易課税用の申告書には、付表4-1、4-2、5-1及び5-2を、それぞれ申告書と併せて提出してください。
- ◎ 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書」を申告書と併せて提出してください。

- ◎ 免税事業者である法人に対しても、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出していない場合には、納付書をお送りしていることがありますので、該当する場合には、当署までご連絡ください。

<電子帳簿等保存制度について>

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます(一定のルールに従う必要があります。)
さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります(あらかじめ届出書を提出している必要があります。)
※ より詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご確認ください。

- ◎ この文書は、行政指導として送信しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。
- ◎ 申告や納税についてご不明な点がございましたら、[国税庁ホームページ\(https://www.nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)をご覧ください。
また、[申告手続についての各種参考情報はこちらをご覧ください。](#)
- ◎ e-Taxについてご不明の点がございましたら、[ヘルプデスク \(TEL 0570-01-5901\)](tel:0570015901)までお問い合わせください。
- ◎ 国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。
よろしければ協力ください。[アンケートのページへ](#)

戻る